

議案第八九号

三朝町民会館設置条例の廃止に付て

三朝町民会館設置条例を次のように廃止するものとする。

昭和三十七年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年十二月二十五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄



三朝町民会館設置条例廃止条例

三朝町民会館設置条例（昭和三十年三朝町条例第二号）は廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。